

訴 状

2020年3月10日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏



外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

原発メーカー国家賠償請求事件

訴訟物の価格 金 380 万円

印紙額 金 2 万 4000 円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、1人当たり金10万円を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

はじめに

福島第一原発を造ったのは、1号機がGE、2号機がGEと東芝、3号機が東芝、そして4号機は日立である。この3社を被告として2011年3月11日の本件原発事故を原因とする損害賠償請求をしたのが「原発メーカー訴訟」で（以下「前訴」という）、2014年1月30日と3月10日の2陣に分けて東京地裁に提訴されたが、2019年1月23日に最高裁判所から上告棄却の決定を受けた。実際のところ、上告棄却という結論自体は予想されたものであったが、これが1枚の書面によって、しかも決定でなされたことは想定外であった。さらに上告人は、その内容を読み、読み返し、さらに民事訴訟法312条の条文を引いて、さらに読み返した。あり得ない内容だったからである。

原発関連訴訟に限らず、公害、環境訴訟など、国を被告としたり、国の政策に深く踏み込む訴訟においては、裁判所前で若手弁護士による「不当判決」といわゆる「ハタ出し」が行われたり、弁護団によって裁判所を厳しく批判する声明が出されたりすることは、日常的な光景となっている。

しかし、前訴における最高裁決定は、「不当判決」の限界を超えた「違法決定」であった。

三審制において、最高裁の判断がなされた後は、基本的に不服申立てをする手段は見当たらない。だからこそ、最高裁は人権擁護の最後の砦として、極めて重要な職責を担っているのであり、慎重な判断を求められるのは当然のことである。健全な民主主義社会を作っていくためには、司法が国民の信頼を無造作に踏みにじるようなことはあってはならない。特に最高裁には、審理の結果にかかわらず、司法権の最高位にあるものとして、国民の理解を得るべく、真摯かつ説得的な態度が常に求められる。

後に述べるように、違法というほかない最高裁決定を突き付けられた国民としては、かかる最高裁の所為を看過してはならないと決意した。われわれは、日

本社会における司法の在り方そのものを問うたために、本件訴訟の提起を決断したのである。

第1 原発メーカー訴訟の経緯

1 提訴

前訴は2014年1月30日、162ページにわたる訴状によって東京地裁に提訴された（甲1）。前訴原告は日本国内だけでも1058名に上り、それに加えて海外から実に32ヶ国357名の原告が参加した。全原告数を合計すると1415名に上る。前訴被告は原発メーカーであるGEジャパン株式会社（以下「被告GE」という）、株式会社東芝（以下「被告東芝」という）、及び株式会社日立製作所（以下「被告日立」という）であった。

さらに、同年3月10日にも2910名もの原告が第二次訴訟を行い、第一次訴訟と合流して総数4325名が原告団を構成することとなった（甲2）。

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という）の水素爆発を伴う巨大事故（以下「本件原発事故」という）は、かつて我々が経験したことがない規模で放射線被害を拡大させ、世界中の人々を震撼させた。そして現在、東京電力に対し数多くの損害賠償請求訴訟が提起されている。

しかし、たとえば自動車の排気ガスによる喘息被害に対して、運転手や所有者以上にメーカーが賠償責任を問われるよう、原発事故被害についても、電力会社だけではなく、原発メーカーも当然に責任を追及されるべきである。ところが、原発メーカーはこれまでほとんど非難の対象とさえされてこなかった。その原因是、原子力損害賠償法（以下「原賠法」という）が電力会社のみに責任を集中させる制度を採用しているためである。原発メーカーは原賠法によって賠償責任が免責されている。

原発メーカーはどんな重大事故があっても賠償責任を問われることなく、原発を世界に拡散できる仕組みになっている。これにより深刻なモラル・ハザードが引き起こされ、おびただしい人々が、生命の損失を含む、深刻な人権侵害を被ることになった。このような重大な憲法違反を「政策論」、「裁量論」で片づけることは、およそ日本国憲法の許容するところではない。

前訴原告らは前訴において、種々の証拠により、原発メーカーの責任によって本件原発事故が起ったことを論証し、原子力の恐怖から逃れて生きる権利、すなわち「ノー・ニュークス権（No Nukes Rights）」という新たな人権概念を打ち立てるなどして原賠法が憲法に反することを主張してきた。そして原発メーカーの責任を問い合わせ、事故を起こしたことで原告に与えた精神的損害に対する賠償責任があることを明らかにしてきた。

2 第一審・第1回口頭弁論

前訴は、極めて多数の、かつ極めて多彩な国々から原告が集まつたことから、委任状の補正など事務的な面だけでも関係者の労力は大きかった。そのため、提訴から第1回口頭弁論期日が決まるまで、相当長期間を要したが、翌2015年の8月28日に第1回口頭弁論が開かれることになった。

前訴原告らは同月21日に第1準備書面を提出した。同書面においては、原賠法が憲法上の権利である財産権を侵害したことについての主張を補充するとともに、ノー・ニュークス権が今日の学説上、認められるようになったことを述べた。また、原賠法によってもたらされた本件原発の欠陥を主張立証することは、原賠法が違憲であることの根拠として極めて重要であることも述べた。

前訴被告らは答弁書を提出し、原賠法の規定上、原子力事業者が国から損害賠償のために必要な援助を受けられることをほぼ唯一の理由として、合憲であると主張した。他方、原賠法の本質的な問題点については全く言及しなかった。

3 第一審・第2回口頭弁論

2016年1月27日に第2回口頭弁論が開かれ、同期日までに前訴原告らは第2準備書面、第3準備書面、及び第4準備書面を提出した。

93ページにわたる第2準備書面においては、原賠法が規定する責任集中制度が憲法に違反し無効であること（第1章）、原告らが債権者代位権行使する要件である東電の無資力（第2章）、及びメーカー訴訟被告らによる原賠法4条1項、同3項による免責の主張は、本件の事実関係においては権利の濫用であって許されないこと（第3章）を主張した。特に第1章においては、免責規定を設けるべき合理性が何ら存在しないことを詳論した。なお、原賠法の規定が原発事故被害者の権利を制約することは誰も否定しない以上（少なくとも一審判決から最高裁判決に至るまで、そのことは肯定されている）、それが合憲だというからには、権利の制約を合理化するだけの必要性がなければならないが、そのような必要性など一切存在せず、現に、第一審判決から最高裁判決に至るまで、この点については全く論じられてない。

第3準備書面は、同期日におけるパワーポイントのプレゼン資料を説明したもので、前訴原告らの上記主張が要約されている。

第4準備書面は、原賠法5条1項に基づく代位請求についての主張のほか、原子炉の欠陥について具体的な主張を行った。言うまでもなく、原賠法

によってもたらされた本件原発の欠陥を主張立証することは、原賠法が違憲であることの根拠として極めて重要である。

これらに対し、前訴被告らからも準備書面が提出された。

被告 GE は準備書面（1）において、原賠法によって前訴原告らの権利が侵害されないことを主張するとともに、責任集中主義が CSC 条約上の要請であるかのように述べた。

被告東芝は準備書面（1）において原賠法の目的が正当なものであると述べたが、「原子力事業の健全な発展」という目的が、原告らの権利を制約する根拠たり得るものであるかについては、事実上沈黙した。「相手方の選択を容易にする」という責任集中の効果が、他の加害者に対する請求を禁じることの合理的理由となるものでないことについては反論がなかった。

被告日立の準備書面（1）における主張も同様であった。

4 第一審・第3回口頭弁論

2016年3月28日に第3回口頭弁論が開かれ、同期日までに前訴原告らは第5準備書面及び第6準備書面を提出した。

75ページにわたる第5準備書面では、本件原発事故が、本件原発が有する多数の重大な欠陥によって発生したこと（第1章）、原発メーカーには、本件原発事故を容易に予見できたにもかかわらずそれを漫然と放置した重過失があること（第2章）、本件原発事故に原賠法の規定する責任集中制度を適用させることは違憲であること（第3章）、そして被告 GE が前回期日に提出した意見書への反論（第4章）を行った。

この期日においては前訴被告らからも準備書面が提出されたことから、それに対する反論も必要であり、何より原賠法によってもたらされた本件原発の欠陥を主張するだけでなく、立証していかなければならない。さらに前訴原告らは、今後、立法事実についての主張立証をする予定であることも述べた。それにもかかわらず、地裁はこれらを一切認めることなく審理を打ち切り、次回期日に判決を言い渡すと一方的に通達した。

5 第一審判決

2016年7月13日、前訴原告らの請求を棄却および一部却下する旨の第一審判決が言い渡された（甲3）。

同判決は、ノー・ニューカス権のうち、原子力発電所の運転によって生命、身体及び健康といった極めて重要な保護法益が現に侵害され、又は、侵害される具体的危険があると認められる場合には、その侵害を排除し、又は、侵害を予防するべく、原子力発電所の運転の差止めを求めることが可能だと

解した（甲 3【26 頁】）。これは極めて当然のことであり、結論の如何を問わず、このこと自体を否定した裁判例は、少なくとも本件原発事故後においては存在しない。

一方、そうであれば、現にそのような重要な保護法益の侵害を引き起こした原賠法の合憲性については、なおさら問われなければならない。ところが一審判決は、このような重要な憲法問題を、単なる「政策論」と切り捨てて、判断を回避した。

6 控訴審

前訴原告らは直ちに控訴し、控訴理由書の最初の部分において、原判決はノー・ニュークス権が侵害されたこと、とりわけ原賠法の責任集中主義によって原発事故による重大な人権侵害が引き起こされたことを論じた（甲 4）。

ところが、控訴審たる東京高裁は 2017 年 12 月 8 日、ノー・ニューカス権は、既に同様の実態を持つ諸権利が判例・学説上確立されつつあるにもかかわらず、そのことを無視して憲法上の権利ではないとする判決を言い渡した（甲 5）。原判決と比較しても、著しく判例・学説と乖離したものであった。また、原賠法が財産権を制約するものであることを認めつつも、その立法目的について、果たして憲法上の基本的人権を擁護するためのものかを検討することのないまま、「立法目的は公共の福祉に合致している」と断じた。

7 最高裁

前訴原告らは上告し、上告理由書においてノー・ニューカス権に関する裁判例や、これを根拠づける社会的状況について詳論した（甲 6）。また、財産権のような経済的自由といえども、その制約には経済的に弱い立場にある人々の生存権（憲法 25 条）を保障するといった重要な立法目的が必要であることは最高裁の諸判例が示すところである（例えば、小売市場距離制限事件。刑集第 26 卷 9 号 586 頁）。

しかし、2019 年 1 月 23 日付けの最高裁決定は（以下「本件決定」という）、原賠法にそのような立法目的があるかは全く言及しなかった（甲 7）。

第 2 最高裁決定の違法性

1 上告棄却決定の理由

前訴における上告審において、最高裁は、2019 年 1 月 23 日付けで、上告を棄却する旨の決定をした（甲 7）。その理由は、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各号に規定する事

由に該当しない」というものであった。

民訴訟 312 条 1 項は、「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる」と規定している。つまり、最高裁は、前訴における上告（以下「本件上告」という）が、「明らかに『判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするとき』に該当しない」と断じたのである。

しかし、以下に述べるとおり、前訴は一貫して憲法違反の主張をするものであり、本件上告は本訴訟の控訴審判決に「憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」を理由としてなされたものである。

2 本訴訟の控訴理由とその判決

(1) 前訴の主たる争点

第 1 条において法の目的を「被害者の救済」と「原子力事業の健全な発達」と謳う原子力損害賠償法は、原発事故が発生した場合、原子力事業者が無過失無限責任を負うと規定し（3 条 1 項）、これに対応して原子力事業者以外のものは免責され、さらに製造物責任法（PL 法）は適用しないとする「責任集中制度」を採用している（4 条 1 項、3 項）。

前訴は、かかる責任集中制度が憲法 14 条、29 条 2 項、32 条そして前文、13 条および 25 条から導かれる新しい人権「原子力の恐怖から免れて生きる権利」（前訴弁護団は、この権利を「ノー・ニュークス権」と名付けた）に違反して無効であるとの主張を主な争点として提起されたものである（甲 1）。

なかでも、「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合に、妨害の排除、または予防を請求しうる権利」と定義し、憲法前文、13 条、25 条によって導かれたノー・ニューカス権については、それが新しい人権として認められるか否かが、前訴の意義を決する重大な争点と考え、あらゆる角度から論証が重ねられた。また憲法 29 条 2 項違反の争点については、法令違憲のみならず適用違憲の主張を含め、詳細に論じられた。

(2) 第一审判決（甲 3）

東京地裁は、責任集中制度について、いずれも憲法違反とは認めなかつた。なかでもノー・ニューカス権および憲法 29 条 2 項違反の争点については、以下のように判示した。

ア ノー・ニューカス権

ノー・ニューカス権については、まず「要するに、人格権及び環境権として憲法上保障されている権利を原発事故の場面に当てはめた際に、

どのような具体的権利を有していることになるかという点について、原告らの理解及び見解を述べたもの」と、前訴原告らの主張について自らの見解に基づいて整理した。

そして、「例えば、原子力発電所の運転によって、個人の生命、身体及び健康といった極めて重要な保護法益が現に侵害され、又は、侵害される具体的危険があると認められる場合においては、当該個人がその侵害を排除し、または、侵害を予防するべく、原子力発電所の運転の差止めを求めることができる」と、通常の人格権に関する規範を展開した後、「人格権及び環境権として憲法上保障されている人権から、直ちに、原告らが主張するような、原子炉を製造した者に対して直接完全な損害賠償を請求する権利が発生するものと解することはできない」と結論付けた（甲3【25～26頁】）。

イ 憲法29条2項違反

あろうとか東京地裁は、憲法29条2項には一言も触れることなく、「原賠法の責任集中制度が憲法29条1項に反して無効である旨の原告らの主張は採用することができない」として、責任集中制度の合憲性を認めた（甲3【27～28頁】）。

同判決は、「確かに原賠法の責任集中制度は、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者以外の者に対する損害賠償請求を認めないものであるから、通常の不法行為等により損害を被った者に比して、原子力損害を被った者の財産権の行使の相手方について、一定の制約を加えるものである」として、財産権に対する「一定の制約」を認める。

しかし、「損害を被った者が、その損害の賠償を受けるために、誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは、その被害回復のために合理的なものとはいえないような特段の事情のない限り、原則として、立法の裁量である」と立法裁量論を展開する。

そして、原賠法7～15条で原子力事業者に原子力損害賠償責任保険契約等の締結を求める「損害賠償措置」に言及した後、「原子力事業者の賠償責任額が、その賠償措置額を超え・・必要があると認めるときは、政府が必要な援助をすることとなっている（同法16条1項）」としたうえ、「政府は上限を設けることなく援助を行うこととされている」と断定して、「原子力損害を被った被害者に対する損害の賠償が全うされるように規定が整備されている」と評価する。

以上のことから、「原賠法の責任集中制度は、原子力損害を被った者の被害回復のために合理的でないとはいはず、立法の裁量の範囲内で

あるというべきであり、国民の財産権を侵害するということはできない」としたうえで、上記のとおり結論付けたのである。憲法 29 条 2 項が求める公共の福祉への適合性についての記載は皆無である。

適用違憲については、一切言及さえしなかった。

(3) 控訴理由

ア 原判決批判

前訴原告らは直ちに控訴し、控訴理由書において、まず「第 1 章 原判決批判」の「2 司法の自殺—判決内容」で、原判決を厳しく批判した（甲 4【3~4 頁】）。

新しい人権として認められるか否かについて、真正面からの判断が避けられたノー・ニュークス権については、「控訴人らが主張する新しい人権、ノー・ニューカス権については、その存否についての判断を避けるだけではなく、人格権と環境権というまったくレベルの違う権利を同列に挙げ、そこに包摂される権利であるかのように述べた。あまりに基本的な知識を欠く間違った解釈である」と主張した。

また、まったく判断が示されなかった憲法 29 条 2 項に関しては、「控訴人らが主張した憲法 29 条 2 項については、一切言及がなかった。憲法判断を求めた訴訟において、その判断を示さなかつたことは、再審事由である『判決に影響を及ぼす重要な事項についての判断の遺脱』（民訴法 338 条 1 項 9 号）にあたることに疑いの余地はない。さらに原判決は、控訴人らが主張した適用違憲についても判断をしなかつた。後に詳しく述べるが、仮に責任集中制度を定めた規定が法令違憲とまでは言えないとしても、本件原発事故は、まさに適用違憲について検討されるべき事案である。よって、これら『判断の遺脱』があった以上の 2 点は、本訴訟において極めて重要な争点であり、第一審での判断がされなければ、控訴人らの審級の利益は著しく害されることになる。したがって、これらは原審に差し戻されるべきである」と、差戻しを求めた。

イ 控訴人らの主張

(ア) ノー・ニューカス権

続いて、ノー・ニューカス権に関する前訴原告ら（控訴人ら）の主張において、まずは「1 原判決の誤り」として、「原審は、ノー・ニューカス権の内容について、控訴人らの主張を理解しようともせず、強引に審理を終結させ、その判決においても具体的な理由を述べることなく、ノー・ニューカス権を実質的に否定した。原判決の態度は、放射能被害の特異性について何ら考慮せず、また考えようとさ

えしないもので、世界中の国民を失望させるものであった。本件原発事故により原子力による被害を目の当たりにした今、裁判所におかれては、比類なき甚大な放射性物質の影響、ノー・ニュークス権の権利性について誠実に審理されることを強く求める」と、裁判所の態度を強く批判した。

そして、「2 ノー・ニューカス権の独自の権利性」、「3 ノー・ニューカス権を必要とする事情」、「4 モラルハザード」と、それぞれの項目においてノー・ニューカス権が認められるべき事情を詳細に主張し、「5 結論」において、「これまでも、時代の推移に伴って、新たに憲法上の保障を受けるべき利益として、プライバシー権等が認められてきたが、「人類とすべての生命の存続、未来社会の到来」を失うことのないよう、ノー・ニューカス権が認められることが喫緊の課題である」と結論付けたのである（甲4【4~34頁】）。

（イ）憲法29条2項

前訴原告らは、まず、前訴原告第1準備書面からの引用によって、「(29条) 第2項において、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める』とし・・・法律による財産権の制限が、無制限に認められるわけではなく、公共の福祉という観点から限界付けられるのであり、財産権を制限する立法がなされた場合には、その法律が公共の福祉に適合するか否かという観点から、その違憲性を審査する必要がある」と憲法29条2項における違憲審査の対象を確認した後、その違憲審査の結果として、「原賠法4条1項は、公共の福祉に適合せず、原発事故被害者らの財産権を侵害するものとして違憲無効である」と結論付けたことを確認した（同第1の1~7【1~7頁】）。

そして、「このように29条2項では、私有財産制度を保障するとともに（同条1項）、立法府が法律によって財産権を制約する場合には、公共の福祉に適合するよう定める必要があり、法律が公共の福祉に適合しない場合には、当該法律は、憲法29条2項に違反しその効力が否定される（森林法違憲判決・最大判昭和62年4月22日参照）」と述べて、自身らが憲法29条1項ではなく、2項の違反を主張したものであること、そして1項と2項とでは、審査の対象が異なることを説明し、「控訴人らが憲法違反を主張する憲法の条項について、原判決は違憲審査を行っていないのであるから、再審事由にあたる『判決に影響を及ぼす重要な事項についての判断の遺脱』があることは明らかである。そして、この点について、このまま第一審の判断がなされないとすれば、控訴人らの審級の利益を害することになり許されない。よ

って、29条2項についての違憲審査については、原審に差し戻されるべきである」と主張した。

続いて、原判決が採用した立法裁量論を批判し、また責任集中制度が合理性を有すると判断する根拠となった原賠法16条1項の「政府の援助」について、「本件原発事故においても、当然、国会が政府の権限を制限する可能性はあるのであり、『今後も損害賠償の必要がなくなるまで援助が継続されるものと見込まれる』などと安易に決め付けることはできない」と指摘し、この点について「本訴訟において最も重要な意味を有する争点の一つであり、裁判所は慎重な審理と十分な論拠をもって判断を示すべきであった。それにもかかわらず、原審の態度は、あまりにも不誠実であり、国民の信頼を踏みにじるものであった」と強く批判した。

そして、採用されるべき違憲審査基準を述べ、その基準に基づいて慎重に審査を行い、最終的に「責任集中制度は、被害者の財産権を侵害すると同時に、新たな人権侵害を発生させ、さらには国家予算まで揺るがしかねない仕組みであり、公共の福祉に適合しているとは、およそ評価できない。したがって、責任集中制度は、憲法29条2項に反し無効である」と重ねて結論付けたのである（甲4【36～47頁】）。

（ウ）結語

さらに、前訴原告らは最後に「第3章 結語」として、「第1本控訴審で判断されるべき争点」をまとめた（甲4【92～94頁】）。

その中で、「2 違憲審査」では、「本控訴審では、まず第1に、原賠法の定める責任集中制度、とりわけ原発メーカーの免責を定める4条1項および3項の憲法適合性について判断されなければならない」と述べた後、「控訴人は、責任集中制度は、憲法上の新しい人権であるノー・ニュークス権（前文、13条、25条）、財産権（29条1項および2項）、平等権（14条）、裁判を受ける権利（32条）に反し、無効であることを主張している」と、前訴が憲法訴訟であることを確認した。

続いて、「原子力の恐怖から免れて生きる権利であるノー・ニューカス権が憲法上の保障を受けるべき利益といえるか否か、いえるとすれば、特に原発事故の発生後の権利の内容はいかなるものかが重要な争点となる」、「原判決は、責任集中制度が財産権を制約するものであることまでは認めているが、民法の基本原則である過失責任主義を大きく修正する原賠法4条1項および3項が公共の福祉に適合するかどうかについては、一切言及しなかった。控訴人らは、この点につき原審に差し戻すべきだと考えているが、その判断も含め、控訴審では、厳格な違憲審査が

行われることが不可欠である」として、ノーキューズ権および29条2項についての判断をするよう明確に述べている。

さらに「3 適用違憲」の項目を設け、「控訴審では、適用違憲について厳格な審査がされるよう強く求める」と念を押した。

(4) 控訴審判決

控訴審判決は、「第3 当裁判所の判断」の「2 争点1 (原賠法の責任集中制度の違憲性)について」で、(1)～(5)と項目を立て、それぞれノーキューズ権、憲法29条、14条、32条、そして適用違憲について判断をし、「(7)まとめ」として「以上のとおりであって、原賠法における責任集中制度は憲法に違反しない」と判示した(甲5)。

そのなかでも、ノーキューズ権および憲法29条については、以下のように述べて、前訴原告らの違憲主張を排斥した。

ア ノーキューズ権

前訴原告らが「ノーキューズ権とは原子力の恐怖から免れて生きる権利」であり、具体的には『原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた事故原因者(責任主体)に対し完全な被害賠償を求める権利』などと定義したとし、これについて「これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということはできない」と判示した(甲5【3頁】)。

イ 憲法29条2項

ここではまず、同条項に関する違憲審査基準として、「財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、規制及び制限の程度を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした上記比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が上記目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものになる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができると解される(最高裁昭和62年4月22日大法廷判決・民集41巻3号408ページ参照)」と森林法による共有物分割請求権を否定する規定を違憲と判断した、いわゆる森林法違憲判決の審査基準を引用した。

そして、第一審判決同様「責任集中制度は、原子力損害に係る損害

賠償請求権の相手方を制限するという限りにおいて、被害者の財産権を制限する面がある」と、一定の人権制約を認めつつ、上記の審査基準に基づき検討を行った。

しかし、そこでは「損害賠償措置及び政府の援助が併用され、政府の援助は被害者の保護を図るために必ず行うものとされており、原子力損害を被った被害者の損害賠償請求権の保護が十全に図られている」と原賠法 16 条 1 項の政府の援助を「必ず行う」と根拠もなく断定し、これを主な根拠として責任集中制度を「立法目的達成のための手段として必要性又は合理性に欠けることが明らかであるということはできず、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるともいえない」として憲法 29 条 2 項に違反しないとの結論を導いた（甲 5【4~6 頁】）。

（5）上告理由

前訴原告らは、迷うことなく上告を決意した。前訴は憲法訴訟であるため、提訴時より最高裁判所の判断を仰ぐことを意図していたからである。したがって、約 4000 名いた原告は、その多くがそのまま上告人となった。

ノー・ニュークス権および憲法 29 条 2 項に関する上告理由は、以下のとおりである。

ア ノー・ニューカス権

（ア）憲法の違反（甲 6【5~6 頁】）

前訴原告ら（上告人ら）は、提訴時より、憲法前文、13 条および 25 条から導かれる新しい人権として、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」（上告人らはこれを「ノー・ニューカス権」と称した）が、今や憲法上の保障を受けるべき利益であることを強い信念をもって主張してきた。

これに対して、原判決は、前訴原告らがノー・ニューカス権の具体的な内容を「原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた事故原因者（責任主体）に対し完全な被害賠償を求める権利」と定義したとして、「これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということはできない」、「憲法 13 条や憲法 25 条がノー・ニューカス権を認める根拠となるものでもない」などと述べて、その存在を否定した（原判決【3 頁】）。

しかし、前訴原告らは、ノー・ニューカス権を「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあるという場合に、妨害の排除、または予防を請求し得る権利」と定義したのであって、原判決は判断の前提がそもそも間違っていた。原判決の述べる上記定義は、本件原発事故によって放射能被害が発生

した後には、ノー・ニューカス権がどのように変容するかの議論において述べられたものである。

したがって、原判決は新しい人権としてのノー・ニューカス権の定義を正確に理解したうえで、社会的にみて権利として確立しているか否かにつき、具体的に審理し、さらにそれが認められるという場合には、この権利が放射能被害の発生によって、どのように変容するかにつき判断すべきであった。

さらに、ノー・ニューカス権が新しい人権として認められるか否かについては、原判決も述べるとおり、「社会的にみても権利として確立している」かどうかが重要であり、そのためノー・ニューカス権をめぐる社会状況について詳細に検討することが不可欠である。前訴原告らも、多くのページを割いてそれらを主張したが、原判決はそれについて一切検討することなく、上記のように結論だけを述べて、ノー・ニューカス権を否定したのである。

原判決は、以上の点において、憲法前文、13条、25条に違反する法解釈を展開している。

(イ) 前訴原告らの主張

前訴原告らは、ノー・ニューカス権について、第一審および控訴審における主張を整理し、裁判例や社会的状況などを詳細に論じた後、最高裁が判断すべき事項を明確に伝えるために以下のように述べた（甲6【35頁】）。

原判決は、ノー・ニューカス権について、「判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということはできない」と述べ、新しい人権として認めなかつた。しかし、これまで述べたとおり、ノー・ニューカス権を実質的に認める裁判例は、今や多数存在し、さらに社会的状況においても、その必要性および認識が認められる。また、学説においても、「環境的生存権」等、ノー・ニューカス権と類似する権利が多数論じられている（原告第2準備書面 第1章 第2の5【55～60頁】）。したがって、原判決の判断が間違っていることは明らかであり、ノー・ニューカス権の存在は認められるべきである。

そこで、最高裁判所におかれでは、まず、「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合に、妨害の排除、または予防を請求しうる権利」という本来の意味におけるノー・ニューカス権が新しい人権として

認められるかにつき明確に判断し、それが認められる場合には、原発事故後にどのように変容するかにつき、判断されることを求める。

(ウ) 小括

このように前訴原告らは、原判決がノー・ニューカス権に関し、憲法前文、13条、25条に違反する法解釈をしたことを理由として上告したのである。

イ 憲法 29 条 2 項

(ア) 憲法の違反 (甲 6 【6~7 頁】)

原判決は、責任集中制度が「被害者の財産権を制限する面がある」としつつも、その立法目的については、具体的な理由を述べることもなく「公共の福祉に合致している」と断定した(甲 5 【4~5 頁】)。その判断のためには、当然検討されるべき立法事実についても、「原子炉製造後あるいは本件原発事故後の『原子力事業の健全な発達』に関する社会的評価の変遷等を考慮に入れるべきでない」として、一切触れることはなかった(同【6 頁】)。

さらに、その手段については、「損害賠償措置及び政府の援助が併用され、政府の援助は被害者の保護を図るために必ず行われるものとされており、原子力損害を被った被害者の損害賠償請求権の保護が十全に図られている」から、「上記立法目的達成のための手段として必要性又は合理性に欠けることが明らかであるということはできず、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるともいえない」として、憲法 29 条 2 項に違反しないと結論付けた(同【5~6 頁】)。

立法目的の審査において、立法事実を一切考慮しないことは許されず、また原子炉製造後あるいは本件原発事故後の立法事実を考慮に入れるべきではないとする基準時も間違っている。

また、原賠法 16 条の「原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする」との文言から、「政府は必ず援助を行うのであって、国に裁量の余地はなく、世論上又は財政上の理由による裁量も許されない」とする解釈は、あまりに短絡的かつ稚拙というほかない。

さらに原判決は、原賠法の不合理な規定を立法政策の範囲内と強弁するが、判例上、財産権制約における立法裁量を尊重すべきなのは、立法目的が生存権をはじめとする基本的人権の擁護にある場合であって、本件はそのような場合ではない。

このように、原判決における責任集中制度の憲法 29 条 2 項に関する違憲審査には、憲法解釈の誤りを含む憲法の違反がある。

(イ) 前訴原告らの主張

憲法 29 条 2 項についても、前訴原告らは従来の主張を整理し、特に「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という 2 つの目的を並列する原賠法の目的の正当性について疑問を呈し、原判決が立法裁量を必要以上に重視した違憲審査基準を採用した点を批判し、立法事実を詳細に検討しつつ目的手段審査を厳密に行った(甲 6【35~56 頁】)。

そして、最後に「以上のとおり、原賠法は、その目的に正当性が認められないばかりか、原発メーカーを免責とする責任集中制度は、目的達成のための手段として必要性・合理性を欠くものであり、なおかつ、それが明らかである。上告人ら本件原発事故被害者は、原発メーカーが免責とされることによって、損害賠償請求の相手を制限されるとともに、実際に損害賠償の実現を妨げられており、具体的に財産権を侵害されている。

したがって、原賠法の責任集中制度は、上告人の財産権について、公共の福祉に適合しない制約を課すものであるから、憲法 29 条 2 項に反し無効である。」と結論付けたのである。

(ウ) 小括

このように前訴原告らは、原判決がまさに憲法 29 条 2 項に違反する法解釈をしたことを理由として上告したのである。

また、前訴原告らは、同条項に関する適用違憲についても、詳細な主張を展開した。

(6) 結語

以上のとおり、前訴は、提訴時より原賠法の責任集中制度が憲法に反し無効であることを確認するためになされたものであり、一貫して憲法違反の主張がなされてきたものであることに疑いの余地はない。本件上告についても、憲法違反を理由としてなされたことは明らかである。

それにもかかわらず、上告を棄却する決定をした最高裁判所が示した理由は、本件上告が「明らかに『判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするとき』に該当しない」というものであり、これが間違ったものであることは誰の目にも明らかである。

本件決定は、民訴法 312 条 1 項および 317 条 2 項に反し、これにより原告らの裁判を受ける権利(憲法 32 条)およびノー・ニュークス権(憲法前文、13 条、25 条)を侵害するものである。

第3 被侵害利益

1 裁判を受ける権利

憲法 32 条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と定めている。裁判を受ける権利は、政治権力から独立の公平な司法機関に対して、すべての個人が平等に権利・自由の救済を求め、かつ、そのような公平な裁判所以外の機関から裁判されることのない権利である（甲 8）。

また、裁判を受ける権利の保障の最大の目的は、国民の権利利益の保護であり、裁判を受けても、国民の権利が現実に保護されることにつながらなければ、裁判を受ける権利の保障はその意義を失う。実効的な救済を受けられなければ、裁判を受ける権利の意義は大きく損なわれるのである。人権保障の原理と裁判を受ける権利の保障の関係からみて、実効的救済請求権は、裁判を受ける権利の重要な要素である。権利保護が実効的であるというのは、法的手段に訴えたことが権利侵害に効果的に対処する実体的決定をもたらす場合である（甲 9）。たとえ請求を認めない判断をする場合であっても、どのような理由で認めないのかを示し、権利保護の範囲を明確にすることが実効的救済に不可欠である。

本件決定は、前述のとおり、民事訴訟法に明らかに反する違法なものである。そうすると、公平な裁判所の判断ではなく、原告らの権利保護の実効的救済からもほど遠いものといえ、原告らの裁判を受ける権利は侵害された。

2 ノー・ニュークス権

（1）存否の判断がされることによる侵害

前訴において、地裁は、極めて不十分ではあるが、これまで判例上認められてきたノー・ニューカス権（の一部）については、一応、認めた。地裁の判断が、何ら独自に導かれた理論ではなく、これまでの判例の積み重ねに基づくものであることは、高裁も最高裁も当然に知っているはずである。

ところが高裁は、これまでの判例に違反してまで、ノー・ニューカス権のすべてを、一切否定した。これが判例に反するものであることは、法律家なら誰でも知るところである。

それにもかかわらず最高裁は、この誤りを正すことすら、一切しなかつた。このような判例無視は、前訴原告らに対する積極的害意が無ければ、およそできないことである。

（2）事故原因に関する審理

言うまでもなく本件原発事故は、我が国始まって以来、最大規模の公害事件であり、第二次世界大戦に次ぐ規模の広範、重大、深刻な人権侵害が引き起こされた。

原賠法の合憲性を検討するにあたっては、原賠法がもたらした重大な

人権侵害を検討しないわけにはいかない。すなわち、原子炉の欠陥、原発メーカーの重過失ないし故意。これらを十分に検討することによって、はじめて本件原発事故という重大・深刻な人権侵害が引き起こされた実質的な原因等を判断することができる。事故の原因が究明されないままに次の事故を防ぐことなどできるはずもないである。

ところが、地裁・高裁ともこれらについての審理を一切行わず、最高裁もこれを追認した。余りにも異常な審理である。第一審において、そのような主張立証を当事者に許さないなどということはあり得ない。これは、そのような審理を行わないことによって、ノー・ニュークス権ないし平穏生活権を意図的に侵害したと言わざるを得ない。本来であれば最高裁も、このような審理をそのまま追認することはあり得ない。

(3) 明白な判例違背

ここまで極端な審理不尽であれば、訴訟手続において違法があつたものとして破棄差戻するのが、最高裁自身の積み重ねてきた判例である（最判昭36・8・8民集15巻7号2005頁、最判昭52・11・8民集31巻6号871頁、最判昭54・9・6判時944号44頁、最判平20・11・7判時2031号14頁）。

これらの裁判例においてはいずれも、原審ないし原原審において人証を含む証拠調べが行われた上で、なお、下級審の審理が不十分であると判示した。

ましてや、前訴のような重要な訴訟で、証拠調べの請求すら完全に拒否したなどという事例は、前代未聞のことである。

最高裁自身が、これを知らないということはあり得ない。最高裁自身に、ノー・ニューカス権を侵害する積極的な害意が無ければ、このような事態はありえない。

(4) 前訴原告とならなかつた本訴原告との関係

本件決定は、前訴原告になった本訴原告はもとより、そうでない本訴原告との関係でも不法行為を構成する。まず、前訴に関する報道状況に鑑みれば、前訴が社会的に重大な関心を集めていることは、当然、裁判所も知っていた。とりわけ本訴原告らは、本件原発事故に大きな衝撃を受け、同様の事態がまた起こるのではないかという多大な恐怖にさらされた。したがって、前訴の行方を重大な関心を持って注視していた。

そして、前訴が全国民のノー・ニューカス権、すなわち原子力の恐怖から免れる権利を確立するための訴訟であることも、当然、裁判所は認識していた。そうである以上、前訴原告らが提起した憲法上の人権侵害について、遺漏なく判示することが、「裁判所に課せられた最も重要な責

務」(福井地判平成26・5・21判時2228号72頁)であることは、裁判官なら誰でも認識していることである。

本件決定は、全国民のノーコンクルス権を侵害したのである。

第4 損害

1 原発メーカー訴訟

前訴は、原賠法とりわけ責任集中制度の違憲性・不合理性を問う訴訟として、広く国内外から原告を集め、訴えが提起された。

本件原発事故以前は、原賠法の不合理性に社会的な関心が集まることはほとんどなかったが、本件原発事故をきっかけとして、原発及び原発から生み出される放射性物質の危険性が社会において再認識され、原発反対の声が大きくなるとともに、原発を支える法制度の不合理性にも注目が集まるようになった。

本件原発事故は、本件原発周辺地域に高濃度の放射性物質をまき散らし、高濃度の放射線汚染を発生させた。このため、本件原発周辺地域では、放射性物質による健康リスクが高まり、国によって高濃度汚染地域に対し避難区域の指定がなされ、多数の避難者が発生した。また、避難区域に指定されていない場所でも、高濃度の放射線汚染が発生しており、避難する住民が多数発生した。

国による避難区域指定により避難した住民の数はピーク時で16万人以上に及んでいる。さらに、避難区域外の地域から避難した住民も5万人以上いる。

このように本件原発事故は、周辺住民の生活に非常に大きな被害をもたらしたにもかかわらず、原発メーカーである被告GE、被告東芝、被告日立は、なんら責任を負わない(責任を問われずらしい)という不合理な法制度に社会的な関心が集まった。自動車事故や航空機事故であれば、運転者、操縦者の責任とともに、機械に不具合がなかったかという観点から、事故原因の調査が進められ、メーカーの責任について深く追及される。しかし、より大きな危険性を有している原子力発電所の事故について、なぜ、このような検証と責任追及がなされないのかというのは、一般市民が大きな疑問として感じるところであり、その不合理さへの疑問は多くの共感を呼び、免責の根拠となる原賠法の違憲性・不合理性を問うべきであるという社会的な要請を受け、前訴の原告募集が行われ、訴訟提起に至ったものである。

そして、本件原発事故によって現実化された原発が有する危険性に対する恐怖感と責任集中制度の不合理性を司法の場で訴えなければならないという強い思いは、日本国内にとどまらず外国に住む多くの一般市民の共感も得

て、前訴の原告は、32か国 4325名となつた。

本件原発事故の様子は、リアルタイムで海外でも報道され、多くのショックを与えるとともに、大気中や海洋を通じて、世界各地に放射線汚染をもたらす原発事故の恐ろしさは、海外の市民にも恐怖を与えるに十分であり、原発を支える法制度への疑問も世界共通のものとなつたのである。

2 前訴原告らの活動（甲 10）

原発メーカー訴訟の発起人らは、前訴を提起するにあたり、日本国内各地のみならず、台湾、韓国、インドネシア、フィリピン、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、アメリカなど海外でも原賠法の問題を問う集会を開催し、原発問題の恐ろしさ、被災者の悲惨な状況などを伝え、原発体制を支える根本的な問題として原賠法の不合理性、違法性を訴え、原告の募集を行つた。このように各地で行った集会の結果、多くの市民が、原賠法の不合理性・違法性を認識し、この問題を裁判所に問うことに賛同し、結果的に上記のとおり海外居住者を合わせて 4325 名の原告が集まつた。

前訴では上記のとおり、非常に多くの一般市民が原告となつたが、当然のことながら、前訴に対する関心は高く、口頭弁論期日は東京地方裁判所及び東京高等裁判所の一番大きい法廷を使用し、傍聴席は、毎回傍聴者で満席となつた。第 1 回口頭弁論期日、判決期日の傍聴は抽選となつた。

訴訟期日当日には、前訴原告らが裁判所前に立ち、のぼりや横断幕を掲げ、原賠法の不合理性、原発メーカー訴訟の意義を訴え、通行人に対するアピール行動を行つた。

さらに期日終了後には、毎回、原告主催の集会が開催され、訴訟の状況の確認などを行つた。

訴訟期日以外にも、元東芝技術者の後藤政志氏や元原発設計者の渡部敦雄氏、憲法学者の木村草太准教授、元内閣総理大臣の菅直人衆議院議員などを招いた前訴原告主催の勉強会が複数回行われ、前訴原告や支援者らは、自ら原発及び原賠法について学習し、熱心に議論を重ねて理解を深めるとともに、主体的に原発メーカー訴訟に関わり、原賠法の不合理性を世間に問うための活動を、地道に粘り強く展開してきた。

3 憲法判断に対する期待

前訴原告は、責任集中制度を定める原賠法の違憲性を問うために、原告となつた者であるが、その根底において、不合理な責任集中制度について最高裁判所が日本国憲法を最高法規とする法体系下においてどのように評価するのかということに高い関心を持っていた。

多くの原告は、当然責任集中制度が違憲であるという認識を持っており、当然、裁判所が違憲の判断をすることを期待していたが、仮に合憲であると判断することがあったとしても、最高裁判所がどのような理論的な根拠のもとで合憲と判断するのかということにも注目していた。

合憲性について疑義がある法制度について、憲法適合性の判断を行い、違憲判断の場合はもちろん、合憲の場合であっても、その憲法上の理論的根拠を明らかにすることが、司法権の頂点に位置する最高裁判所の最も重要な責務のひとつである。合憲性に疑義のある制度について、最高裁判所が判断を下すことが、日本国憲法下での法制定の基準となるのであり、今後の法制度の設計の指針になるものである。このように、裁判所による憲法判断は、国民の権利を擁護する役割を担うとともに、今後の立法の指針としての役割をも有している。

前訴原告らは、原賠法の違憲性に関する判断を得ることを期待し、当初より違憲性を主張してきたものである。

しかしながら、最高裁判所は、明らかに「憲法に違反があることを理由とするとき」（民事訴訟法 318 条 1 項）に該当しないとして、上告棄却決定をしたのである。

本件決定は、憲法に違反しないと判断するものではなく、憲法違反を理由とするときに該当しないと判断するものであり、違憲性に関する最高裁判所の判断を得るという原告らの正当な期待を裏切る結果となった。

4 損害

上記のように、前訴原告らは、第一審から一貫して責任集中制度が憲法に違反するものであるという理由を主張してきたにもかかわらず、最高裁はそれまでの前訴原告らの訴訟上の主張を無視し、上記のような決定をしたのである。

仮に最高裁が憲法違反に該当しないと判断したのであれば、「憲法に違反しない」という理由で破棄をすべきである。しかし、このような判断すらせずに、憲法違反を理由とするものではないとの理由で上告を棄却することは、前訴原告らのそれまでの訴訟活動を侮辱するものであるといわざるをえない。

前訴原告らは、責任集中制度の違憲性に関する裁判所の判断を得るために訴訟を提起したものであり、それにもかかわらず、憲法違反があることを理由とするものではないことを理由とする最高裁判所の本件決定を受けたことにより、最高裁判所の態度に失望するとともに、適正な裁判を受けられないことおよび原子力の恐怖に今後も怯えて生活をしていかなければならな

いことについて、多大な精神的苦痛を被った（甲 10）。

また、このような裁判所による適正な裁判に対する期待は、前訴原告らに限られない。

原賠法の違憲性については、社会的な関心が集まっており、タイミングが合わず前訴原告になれなかつたが、裁判所による判断に期待する者は多数存在した。

本訴原告のうち、原告番号 36 番、37 番、38 番の原告は、前訴原告ではないが（原告番号 36 番、37 番、38 番以外の原告は、全て前訴原告である）、いずれも前訴係属中から前訴を支援し、前訴の口頭弁論期日を傍聴したり、前訴原告の主催集会に参加したりしてきた者らである。このような原告らも、前訴において、裁判所が原賠法について関心を持ち、裁判所がどのような憲法判断をするのかという点に注目し、その憲法判断に期待していた者であることは、前訴原告らと同様である。このような原告らも、前訴原告ら同様、最高裁判所が適正な判断を下さなかつたことによって、その期待を裏切られ、多大な精神的苦痛を被つたものである。

上記各原告が、適正な最高裁判所の判断を受けられることによって被つた精神的苦痛を慰藉するための慰謝料額は 10 万円を下らない。したがって、原告らは、被告に対し、1 人あたり 10 万円の損害賠償の支払いを求める。

第 5 関連する問題

1 再審事由なし

民事訴訟法は、338 条において再審事由を定めているが、前訴はいずれにも当たらない。なお、再審を認める必要性は訴訟手続に重大な瑕疵があつたり、判決の基礎たる資料に異常な欠点があつたりした場合には、裁判の適正の理念に反するし、当事者にも酷であり、裁判に対する信頼を損なう、ということにある（甲 11）。また、民事訴訟法学者の高橋宏志教授から「わが国の再審事由は狭すぎるようである」と指摘されている（甲 12）。

よつて、現行法上は、国家賠償請求訴訟以外に本件決定の違法を主張する方法はないため、原告らは本訴提起に至つた。原告らは、裁判所が自ら裁判に対する信頼を回復することを期待している。

2 三行半決定及び理由付けの不十分な判決

上記の再審事由が狭いという問題がある中、以下のとおり、最高裁は近年、本件決定以外にも司法への信頼を著しく裏切る決定及び判決を出しておつり、このような状況を正す必要がある。

（1）金沢市庁舎前広場事件決定

本事件は、陸海空自衛隊市中パレードが開催されることを知った市民団体が、金沢市庁舎前広場で自衛隊パレードに反対する集会を開こうとして、金沢市長に対し、その許可を求めたところ、これが不許可とされたものである。これについて、市民団体が、不許可処分が違憲・違法であるとして国家賠償請求等を行った事件である。

第一審より、原告らは、広場はパブリックフォーラムの法理が適用される場所であること等を主張し、表現の自由が直接的な争点となっていた。なお、第一審（金沢地判 2016（平成 28）年 2 月 5 日判時 2336 号 53 頁）、控訴審（名古屋高金沢支判 2017（平成 29）年 1 月 25 日判時 2336 号 49 頁）は、パブリックフォーラムの法理の適用を認めず、不許可処分を合憲・適法とした。

これに対し、最高裁第一小法廷は、2017（平成 29）年 8 月 3 日、上告棄却の三行半決定をした（LEX/DB25546779）。すなわち、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない」とだけ述べた。

本事件は、第一審から表現の自由という人権が争点になっていたにもかかわらず、憲法判断をせずに実質的な理由を明らかにしなかった。憲法学者の市川正人教授から「最高裁の判断には重大な問題があると思われる」と指摘されている（甲 13）。

（2）NHK 受信料関係

ア NHK 受信料最高裁判決

最高裁大法廷は、2017（平成 29）年 12 月 6 日、テレビ購入により NHK との受信契約が強制されることが憲法違反に該当するか等が争点となった事案について判決を出した（民集 71 卷 10 号 1817 頁）。本事件は、自宅にテレビのある男性が、視聴者の意思に委ねられるものと受信契約を拒否し、NHK が受信契約を求めて提訴した事件である。最高裁は、NHK の受信料は受信設備のある国民からあまねく徴収すべきであるとの判断をした。

この判決の骨子は次のとおりである。

- ① NHK の財政的基盤を受信料の徴収で確保する仕組みは、国民の知る権利を実質的に充足すべく採用された仕組みであり、その目的にかなう合理的なものであるため、憲法上許容される立法裁量の範囲内にある。
- ② このような仕組みの枠を離れてテレビを視聴する自由が憲法上保障されていると解することはできない。

- ③ 上記の受信料の徴収を契約の強制によって行うことも、上記の目的を達成するのに必要かつ合理的な範囲内のものとして、憲法上許容されるというべきである。
- ④ 以上により、NHK 受信料の強制徴収は、憲法 13 条（幸福追求権）、憲法 21 条（表現の自由）、憲法 29 条（財産権）に違反するものではない。

本事件の第一審、控訴審では、憲法 29 条に違反しないことを具体的に説示していたが、最高裁大法廷判決は、憲法 29 条違反の判断をする際の判断枠組みを掲げることもせず、また NHK 受信料の強制徴収が同条に違反しない理由を具体的に述べることもせず、漠然と「憲法上許容されている」と説示して、同条に違反しないとの結論だけを述べた。本事件においても最高裁は、同条違反の有無について具体的に判断することを回避した（甲 14）。

イ ワンセグ機能付き携帯電話の NHK 受信料最高裁決定

本事件は、ワンセグ機能付き携帯電話を有する者に NHK との受信契約の締結義務があるのかが争点となつた事案である。

2019（平成 31）年 3 月 12 日、最高裁第三小法廷は、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認または単なる法令違反を主張するものであつて、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない」とだけ述べ棄却決定を出した（判例秘書 L07410038）。

NHK との受信契約が強制されることが憲法違反にならないかは、前記（1）のとおり、最高裁大法廷で不十分な理由付けにより判断が下された。本件は、その最高裁大法廷判決とも関連する重要な判断であるにもかかわらず、最高裁は三行半決定により、またもや実質的な判断を回避したのである。

（3）君が代再雇用拒否事件判決

本事件は、東京都立高等学校の教職員が、その在職中、各所属 校の卒業式や入学式において君が代齊唱の際に国旗に向かって起立して齊唱することを命ずる旨の職務命令に従わなかつたために、その退職の際に東京都公立学校の再任用職員等の採用候補者選考に不合格になつたり、合格が取り消されたりした。そこで、その教職員が東京都に対し、東京都教育委員会の裁量権の範囲の逸脱または濫用があるなどとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めた事案である。

第一、二審はともに教職員らの請求を一部認め、損害賠償を命じた。そ

の理由は、採用候補者選考の合否等の判断についての東京都教育委員会の裁量権は一定の制限があり、再雇用の拒否は、国歌斉唱時に起立斉唱しなったという事情を過大視しており、裁量権を逸脱・濫用したものとして違法性を有するというものであった。

ところが、最高裁第一小法廷は、2018（平成30）年7月19日、この第2審判決を破棄し、教職員らの請求を棄却する判決を出した（集民259号43頁）。その理由は、採用候補者選考の合否の判断は、基本的には任命権者の裁量に委ねられており、その際に、君が代斎唱の際の職務命令違反を重視したとしても、それは裁量の範囲を逸脱しないというものであった。

この判決は、「第一、二審判決を覆すものであるにもかかわらず、第一、二審が掲げた理由を排斥するという作業をせずに、最高裁で考えた理由を一方的に押し付けた」。そのため、第一、二審の判断のどこが問題であったのかがまったく分からぬものであったと指摘されている。また、過去の君が代斎唱事件では、思想・良心の自由という憲法問題であることを認め、それについて不十分ながら判断をしていたが、本事件の最高裁は、思想・良心の自由には一切触れることもなかった（甲15）。

なお、本事件に関連して、大阪府立教育委員会が元教諭2人に対し、過去に君が代を起立斎唱しなかったことや今後起立斎唱する意向を表明しなかったことを理由に再任用等を拒絶したことについて、大阪弁護士会が、定年退職後の再任用を拒否したことが憲法19条によって保障されている「思想および良心の自由」を侵害すると判断して、2020年2月4日、大阪府教育委員会に対し、過去の処分を拒否理由にしないよう勧告をしている（甲16）。

（4）辺野古訴訟関係

ア 最高裁 2016（平成28）年12月20日第二小法廷判決

米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、沖縄防衛局が、沖縄県知事から公有水面埋立ての承認を受けていたが、その後知事がその埋立承認に違法の瑕疵があるとしてこれを取り消した。

これについて国土交通大臣が、沖縄県に対し、埋立承認取消しは違法であるとして、埋立承認取消しを求める是正の指示をしたもの、知事が本件指示に基づいて本件埋立承認取消しを取り消さないうえ、法定の期間内に是正の指示の取消訴訟（地方自治法251条の5第1項）を提起しないことから、同法251条の7に基づき、知事が本件指示に従って本件埋立承認取消しの取消しをしないという不作為の違法の確認を求めたのが本事件である。

原審である福岡高裁那覇支部の判決（2016（平成28）年9月16日）

に対しても問題点が指摘されていたが、最高裁は、同年 12 月 20 日、原審の問題点を残したまま、知事の不作為が違法であるとした原審の判断を是認して、知事の上告を棄却する判決を出した（民集 70 卷 9 号 2281 頁）。

すなわち、本件は国の機関（国土交通大臣）が地方公共団体の機関（知事）の不作為の違法確認を求める客観訴訟（行政事件訴訟法 6 条）であり、その目的は都道府県の法定受託事務の処理が「法令の規定に違反している」場合の違法状態を是正することにある。そのため、裁判所の審査対象は、国土交通大臣の是正の指示が関与として適法か否か、適法である場合に知事の判断に裁量権の逸脱・濫用の違法があるか否かである。

しかし、最高裁は、「行政行為の効力に関する不服として抗告訴訟に類する利益状況にある」（原審）として、国土交通大臣が国（沖縄防衛局）の埋立権の保護を目的として是正の指示を行ったという認識の下、沖縄防衛局が私人たる事業者として（「私人なりすまし」論）、抗告訴訟の判断枠組みによって、承認処分とその後の承認取消処分のいずれが審理の対象になるかというところに争点をすり替えていると指摘されている。

さらに、本件では処分の相手方である沖縄防衛局が処分の違法を争っていないにもかかわらず、国は、沖縄防衛局の代わりに国土交通大臣に所掌事務でないことに関して是正の指示をさせており、制度の目的を逸脱しているとも指摘されている。

しかし、本判決は、こうした是正の指示の違法性について、高裁判決と同様に地方公共団体の自主性・自立性に配慮した必要最小限度のものとする関与の基本原則（地自法 245 条の 3 第 1 項）の観点から審査していないと批判されている（甲 17）。

また最高裁は、憲法違反の主張に対しても何らの理由を述べることなく、棄却しており、この点にも批判がなされている。

イ 2019（令和元）年 10 月 23 日福岡高等裁判所那霸支部判決

沖縄県知事が沖縄防衛局に対し公有水面埋立ての承認をしたが、その後、2018 年 8 月 31 日、同知事の死亡に伴う知事職務代理者からの委任を受けた副知事の名義で承認を取り消した。これに対し、同年 10 月 17 日、沖縄防衛局が、被告である公有水面埋立法を所管する国土交通大臣に対して承認取消処分の取消しを求めて、行政不服審査法に基づく審査請求をするとともに、同法 25 条 3 項・4 項に基づくものとして、承認取消処分の執行停止を申し立てた。同大臣は、同年 10 月 30 日、承認取消処分の効力を停止する旨の決定をし、2019 年 4 月 5 日、承認取消処分を取り消す裁決をした。

そこで、県知事が、同大臣による同裁決は違法な国の関与にあたるとして、地方自治法 251 条の 5 第 1 項に基づき、裁決の取消しを求めた事案である。

本事件について、2019（令和元）年 10 月 23 日、福岡高等裁判所那覇支部は、本件の裁決が地方自治法 251 条の 5 第 1 項による「訴訟の対象になり得ない」ことから、「本件訴訟は不適法なものとして却下されるべき」であるとした。

本事件に関しては、2018 年 10 月 26 日、行政法研究者らより、沖縄防衛局が行った行政不服審査法に基づく審査請求及び承認取消処分の効力停止決定の申立てに対する批判がなされていた（甲 18）。なぜなら、行政不服審査法は、「国民の権利利益の救済」を目的としており（同法 1 条 1 項）、さらに一般私人とは異なる立場に立つことになる「固有の資格」において、行政主体あるいは行政機関が行政処分の相手方となる処分については明示的に適用除外としているにもかかわらず（同法 7 条 2 項）、沖縄防衛局が審査請求と執行停止申立てを行っているからである。

また、国（沖縄防衛局と国土交通大臣）は、2015 年 10 月にも、同様の審査請求・執行停止申し立てと決定を行い、福岡高裁那覇支部での審理で裁判長より疑念の指摘もあったという。そして、2016 年 3 月の同裁判所での和解に基づいてそれらが取り下げられていた。

本事件の訴訟でも、県知事がその点を主張していたが、福岡高裁は、「本件承認取消処分は、沖縄防衛局が、その『固有の資格』において相手方となったものではなく、沖縄防衛局は、本件承認取消処分について、行審法に基づき、所定の行政庁に審査請求をすることができる」と判示した。なぜなら、「『固有の資格』とは、一般私人では立ち得ず、国の機関等であるからこそ立ち得る特有の立場である」が、処分の性質・効果や要件などの面からみれば、国の機関等に対する埋立承認は、一般私人等に対する埋立免許と本質的に異なるから等としている。

このような判断をしている本判決は、「こうしたお手盛りの審査を司法が追認したら、国と地方を対等と位置づける地方自治の原則がゆがめられるのではないか」との批判を受けている（甲 19）。

（5）大崎事件第三次再審請求審最高裁決定

大崎事件は、1979 年、鹿児島県大崎町で牛小屋から遺体が発見され、原口アヤ子氏が、共謀のうえ、殺人・死体遺棄したとされた事件である。原口氏は一貫して無罪を主張したが、懲役 10 年の有罪判決が確定し、服役した。有罪判決の証拠となつたのは、共犯者とされた元夫、義弟及びその息子の 3 名の自白、自白で述べられた犯行態様と矛盾しないという程度の

法医学鑑定、共犯者の親族の供述等である。

原口氏は出所後、第1次再審請求をし、2002年3月に再審開始決定を勝ち取ったが、検察官の抗告により同決定が取り消され、その後、再審請求棄却決定が確定した。第2次再審請求でも再審を認めない判断が確定した。

第3次再審請求は、原口氏と元夫の遺族が再審請求をした。第3次請求では、自白が遺体の解剖所見と矛盾するとの法医学鑑定と親族の目撃供述に関する供述心理学鑑定を新証拠として提出し、鹿児島地裁（再審請求審）及び福岡高裁宮崎支部（即時抗告審）は、殺人の共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できないとして、再審開始決定をした。

しかし、2019年6月25日、最高裁判所第一小法廷は、特別抗告審において、検察官の特別抗告には理由がないと判断したにもかかわらず、特別抗告を棄却せず、鹿児島地裁及び福岡高裁の各再審開始決定を職権で取り消して再審請求を棄却するという決定を行った（判例秘書 L07410039）。地裁、高裁で認められた再審の開始を最高裁が覆した初のケースとされている。

この最高裁の決定に対しては、多くの批判がなされている。福岡高裁は、法医学鑑定を踏まえ、他の証拠を総合評価して、再審開始を決定している。しかしながら、最高裁は、同鑑定について一定評価をしながら、「決定的な証明力は有しない」と結論づけた。他方、共犯者とされた親族らの自白等の信用性は「相応に強固だ」と評価している。最高裁は、地裁・高裁の決定を取り消したうえ、高裁に差し戻すことなく、自ら再審請求するという異例とも言うべき決定を行っているが、仮に事実認定に疑問を呈するのであれば、少なくとも鑑定書を作成した専門家の尋問を行い、鑑定書等の信用性について十分に吟味・検討した上で、自白の信用性や目撃証言の信用性について判断すべきである。このような最高裁の決定には、人権救済の最後の砦であるはずの最高裁判所が、緻密な事実認定をした地裁、高裁のような「充分な審理を尽くさないままなされたものと言わざるを得」ない、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を自ら踏みにじった等と強い抗議・批判がなされている（甲20、21）。

第6 結語

この数年間、日本の民主主義はあらゆるところで綻びをみせてきた。国会の軽視、虚偽答弁、官僚による公文書の隠蔽、改ざん、議事録の不存在。高い独立性を要請される組織への政府による人事介入。

この社会が極めて重大な危機的状況にあることは、多くの国民が感じている

ところである。

しかし、国会や行政がどれほど堕落しても、司法さえ健全であれば社会は踏みとどまることができる。綻びの修正が可能だからである。それこそが司法に与えられた役割ともいえよう。

ところが、前述した通り、司法においてもこの数年間は、本来あるべき姿からは考えられないような判断や言動が多く見られるようになっている。このことは、言うまでもなく裁判所自身も認識しているはずである。

そんななか、世界中から多くの人々が原告として参加し、裁判所、特に最高裁の言葉に注目が集まっていた前訴において、到底許されざる行為がなされた。それが本件決定である。

原告らの落胆はいかほどのものであつただろうか。裁判所はこれをよく想像してみるべきである。破綻しつつある社会を糺す最後の砦と信じて、5年間にわたって誠実に訴訟活動を行ってきた前訴原告らならびにその結果に高い関心を払い見守ってきた多くの国民たちの心情に思いを致すべきである。司法のあまりの怠惰な態度に絶望しながらも、市民としての責任を果たすために敢えて本訴を提起した原告らの憤りを真摯に受け止めるべきである。

裁判所は、今、その存在価値を問われている。

以上

証拠方法

証拠説明書のとおり

付属書類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証の写し | 各1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 38通 |

当事者目録

原 告 別紙原告目録記載のとおり

〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
アーライツ法律事務所（送達場所）

電話 03-6264-1990

FAX 03-6264-1998

上記訴訟代理人弁護士 島 昭 宏

同 吉 田 理 人

上記訴訟復代理人弁護士 塚 本 和 也

〒914-0041 福井県敦賀市津内 84-1-18（布田町）

みどり法律事務所

電話 0770-21-0252

FAX 0770-21-0253

上記訴訟代理人弁護士 笠 原 一 浩

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

被 告 国

上記代表者法務大臣 三好 雅子